

# 経理の窓



平成18年4月1日号

新年度がスタートしました。

新会社法の施行やそれに関連する法令の改正などに対応していかなければならない年となります。

<b>今月の税務</b>	<b>法人</b> : <b>2月決算法人の確定申告と納付</b> <b>地方税</b> : <b>軽自動車税の納付</b> <b>個人</b> : <b>固定資産税と都市計画税の第1期分の納付</b> <b>所得税の振替納税日、4月20日(木)</b> <b>消費税の振替納税日、4月27日(木)</b> <b>(口座振替での納税をご利用の場合)</b>
--------------	---

## 法人と生命保険料

個人は、どんなにたくさん保険料を支払っていても、所得控除額は、個人年金保険料と合わせても最高10万円です。法人が、その役員や従業員を被保険者として、法人契約の生命保険に加入した場合、保険の種類や契約形態によって、法人税法上の取扱いが定められています。

### 1. 養老保険の保険料

契約者(法人)、被保険者(役員・従業員)とする養老保険に加入し保険料を支払った場合で

(1) 満期保険金・死亡保険金の受取人が(法人)の場合は、保険積立金として資産計上します。

(2) 満期保険金・死亡保険金の受取人が(被保険者又はその遺族)の場合は、

被保険者の給与として損金算入します。

(3) 満期保険金の受取人が(法人)、死亡保険金の受取人が(被保険者の遺族)の場合は、

1/2を保険積立金として資産計上、1/2を損金算入します。

役員・従業員の全員が被保険者となる場合は、福利厚生費になります。

役員・従業員の特定の者が被保険者となる場合は、被保険者の給料になります。

### 2. 定期保険の保険料

死亡保険金の受取人が(法人)の場合は、期間の経過に応じて損金算入します。

死亡保険金の受取人が(被保険者の遺族)の場合は、期間の経過に応じて損金算入します。

### 3. 定期付養老保険の保険料

(1) 保険料が養老保険と定期保険に区分されている場合

それぞれの保険料について、養老保険又は定期保険の取扱いと同じです。

(2) 保険料が区分されていない場合は、養老保険の取扱いと同じです。

#### (4) 長期平準定期保険

次のすべての要件を満たす定期保険を長期平準定期保険といいます。

- ①契約者が（法人）で、被保険者が（役員または従業員）であること。
- ②保険期間満了時における被保険者の年齢が70歳超であること。
- ③契約年齢+保険期間×2が105超であること。

#### 経理処理

- (1) 保険期間開始のときから保険期間の6/10に相当する期間を経過するまでの期間  
1/2を資産計上、1/2を損金算入（一般の定期保険料と同様の取扱い）
- (2) 保険期間の6/10相当を経過した後の期間  
各事業年度の支払保険料の額は、全額損金算入  
資産計上の累積額は、その後の期間で均等割して、期間の経過に応じて損金算入します。

ただし、長期平準定期保険でも、死亡保険金の受取人が（被保険者の遺族）の場合は、支払保険料の額は、当該被保険者の給与になります。



#### 法人と生命保険活用のポイント

保険の種類や契約形態で経理処理が、かわります。

オーナー社長さんで、報酬額をおさえながら、将来の退職金の準備をしたいなら、長期平準定期保険の活用や定期付終身（養老）、医療保険の活用が考えられます。この場合、保険金の受取人は、法人となります。

従業員の福利厚生であれば、定期保険の活用が割安な保険料で大きな保証が得られます。

従業員の退職金を保険でお考えの場合は、商工会議所の特定退職金共済が、おすすめです。

余談ですが、終身医療保険の法人契約（保険金の受取人・法人）について、終身払いであれば、損金算入ですが、有期払いの場合は、資産計上が必要かどうかで迷ったケースがありました。税務署に確認したところ、全額損金算入できますとのことでした。新しい保険商品の場合は、税務署に確認したほうが、間違わないでしょう。



#### 〈お知らせ〉

アクア色の資料送付用の封筒は、平成18年3月31日で、差出有効期間が終了いたしました。4月1日からは、クリーム色の封筒をご利用ください。よろしく願いいたします。資料を郵送いただくご契約のお客様には、新しい封筒を郵送いたします。

-----  
-----  
-----  
有限会社 たべい  
電話 043-422-5836  
FAX 043-422-5844